

## 同一入札への参加を制限する代表的な事例

次の事例のA社(又はA)とB社の関係にある場合は同一入札への参加が制限されます。

【事例1 (資本関係) 会社が所有する議決権による親子会社】



A社が所有しているB社の議決権の数の割合が、B社の議決権の総数に対して50/100を超えている場合

【事例2 (資本関係) 個人が所有する議決権による親子会社】



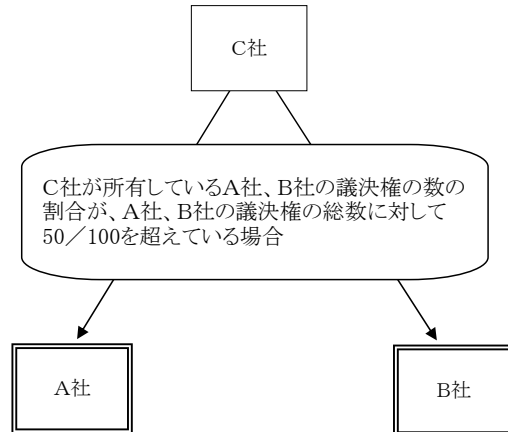
A社(すべての役員)又はA(個人)が所有しているB社の議決権の数の割合が、B社の議決権の総数に対して50/100を超えている場合

【事例3 (資本関係) 会社と個人が所有する議決権による親子会社】



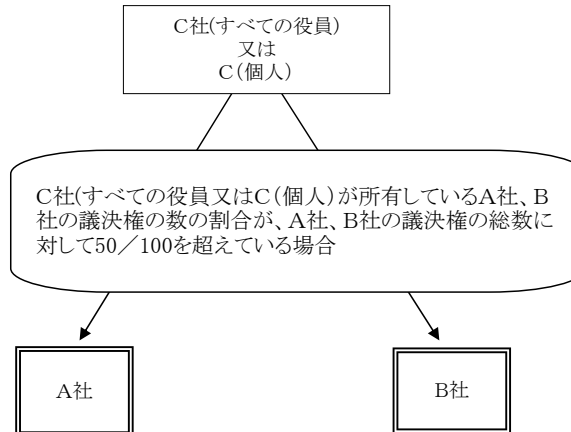
A社及びA社と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密関係の個人がそれぞれ所有しているB社の議決権を合計した数の割合が、B社の議決権の総数に対して50/100を超えており、かつA社がB社の財務及び事業の方針の決定の決定を支配している事実がある場合

【事例4 (資本関係) 会社が所有する議決権による兄弟会社】



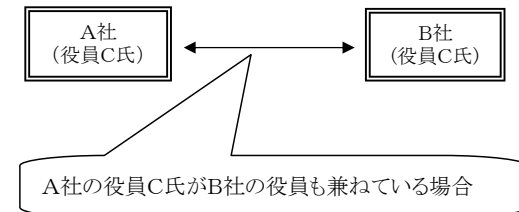
C社が所有しているA社、B社の議決権の数の割合が、A社、B社の議決権の総数に対して50/100を超えている場合

【事例5 (資本関係) 個人が所有する議決権による兄弟会社】



C社(すべての役員)又はC(個人)が所有しているA社、B社の議決権の数の割合が、A社、B社の議決権の総数に対して50/100を超えている場合

【事例6 (人的関係) 役員が兼任している会社同士】



(注)上記は、代表的な事例を示しています。これらに類似する場合も同一入札への参加を制限する場合があります。